

紛争処理の為のパートナーシップ —ADR②—

ADRを支えるコンセンサス・ビルディングの基本はメディエーションの応用・充実にある。メディエーションは利害関係者の言い分を十分に引き出し結論に結び付ける援助者として機能することであり、感情と事実関係を明確に区別し中立的な立場から議論の場を形成し、当事者とならずまた自ら審判を下すことなく合意形成に導く。ADRの段階には、予備と本番があり予備段階は紛争に関する基本的な情報を収集し、本番の紛争アセスメントを行う意義があるか否かについて評価する段階である。

予備段階では、紛争関係者の構造、紛争に関係している事柄の構造、関係者と関係事項を踏まえた利害構造の把握、利害関係者が協議整わずとなった場合に選択する行動の把握、時間的余裕度、利害関係者の協力姿勢の度合い等について情報収集し整理した上で、利害関係者を招集し交渉する場の形成と持続可能性についてまず検証し整理することになる。そして本番の紛争アセスメントを行う意義があると関係者も含め判断した場合には、第三者をメディエーターとしたコンセンサス・ビルディングの段階に入る。予備段階を行う意義は、利害関係者が第三者をメディエーターとする協議の場に参加することが他の選択肢よりも良い結論を得る可能性が高い点を共有することにある。

本番プロセスは、①紛争アセスメント開始決定、②紛争アセスメント開始、③利害関係者からのインタビュー、④インタビュー等により収集した情報の分析、⑤紛争問題の解決プロセスの設計、⑥設計の共有が主なもので、②から⑥まではメディエーターによって担われ、①は行政や利害関係者等が担うことになる。本番プロセスのスタートにおいて重要なのは、招集者とメディエーターの間で成果物、予想されるコストなどの条件を明記した契約を締結すると同時に、メディエーターが招集者も含めてあらゆる利害関係者から中立・独立の立場にあることを明確にすることである。また、メディエーターの秘密保持や利害関係者からの影響を受けない旨の明言も重要となる。メディエーターが担うメディエーションは利害関係者の言い分を十分に引き出し結論に結び付ける援助者として機能する位置づけであり、感情と事実関係を明確に区別し中立的な立場から議論の場を形成し、当事者となることなくまた自ら審判を下すことなく合意形成に導く機能を担うことである。実際に紛争アセスメントが開始されると予備段階の情報を活用しつつ、③のインタビューの対象となる利害関係者を決定する。予備段階から協力してくれた利害関係者はもちろんのこと、紛争アセスメントの開始によって新たに利害関係者として認識すべき対象者が現れた場合にはセカンドの集団として位置づけヒアリングを行う。そしてインタビューは、メディエーターが利害関係者と個別かつ直接に面談することで進め個別の面談では、対立している紛争への関与状況、他の利害関係者に対して考えそして主張したいこと、利害関係者が紛争解決に向けて重視する事項とそうでない事項、重要と考える利害関係者、紛争アセスメント自体に対する意見などを収集する。さらに、④収集した情報の分析プロセスに入ることになる。分析とは物事を分解しそれを構成している要素や側面を明らかにすることを意味する。

その上でメディエーターの知見に基づき、紛争解決のプロセス設計が可能な場合、解決プロセス設計に入り、⑤紛争問題の解決プロセスの設計、⑥設計の共有を行う。解決プロセスの設計ではメディエーターが解決に向けた設計書を作成する。設計では、インタビュー等により収集した情報に基づき実現可能な紛争処理の目標を設定、この目標に対して予想される論点の整理を行う。論点が多いことが必ずしも目標達成を困難化するとは限らず、多い論点をパッケージ化して利害関係者間で調整することの可能性も模索する。その際にパッケージ化できない複雑な論点は別枠として整理する。解決プロセスの設計書はヒアリング等に基づく分析書と共にADRの会議に提示され議論を経て修正を加え、最終的にこの設計書の内容を利害関係者の共有物として所有することになる。